

飲食店のみなさまへ

受動喫煙対策

取り組んでいますか？

原則屋内禁煙！

受動喫煙防止にご協力をお願いします

受動喫煙は、**肺がん、虚血性心疾患、脳卒中などの発症との関連があることが科学的に明らかにされています。**

健康に様々な悪影響を及ぼす受動喫煙を未然に防止するため、
ご理解とご協力をお願いします。



飲食店（第二種施設）

飲食店では**標識の掲示が必要です！**

禁煙、喫煙にかかわらず、
店頭で標識を掲示する義務があります。

禁
煙



・東京都受動喫煙防止条例により、店内禁煙の場合は、その旨を表示しなければなりません。

喫
煙



・喫煙専用室の他に、加熱式たばこ専用室等があります。
・喫煙室を設置した場合、喫煙室の出入口にも、標識を掲示する義務があります。
・20歳未満の者は、従業員も含め、喫煙専用室に立ち入らせてはなりません。

とうきょう健康ステーション
(東京都ホームページ)



店頭等に掲示する標識は東京都のホームページでダウンロードできます。

標識の送付

(目黒区ホームページ)



店頭等に掲示する標識は数に限りがありますが、目黒区保健所でも配布しています。ご希望の方は、左記のQRコードからお申込みください。郵便で送付します。